

第13回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月8日(火)午後2時00分から午後2時32分

2. 開催場所 おりなす八女 小ホール

3. 出席農業委員 (21名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 敏通	3番	松尾 健一
4番	牛嶋 徹也	5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳
		11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
13番	高山 和典	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔		
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
		23番	池尻 律芳	24番	城後 公一

4. 出席最適化推進委員 (15名)

3番	平井 照也	6番	中嶋 敏彦	10番	下川 栄一
13番	中嶋 壽敏	14番	松延 清隆	19番	松崎 保元
20番	井上 元己	24番	田形 隆徳	26番	堤 政信
30番	田中 勝之	32番	野中 敏成	36番	野中 円三
38番	原 義博	40番	東 正洋	45番	森松 利博

5. 欠席委員 農業委員 (3名)

10番	仁田原一太	18番	中村 善徳	22番	三宅 覚
-----	-------	-----	-------	-----	------

6. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第58号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第20号 農地法施行規則第53条の規定による報告について

議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
 議案第61号 八女市空き家に付属した農地の指定について
 議案第62号 農地法第32条の規定による利用意向調査の発出について

7. 農業委員会事務局職員

次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 原 知輝 黒木支所 渡部 真弓
 立花支所 山口 長治 上陽支所 葉山 多恵子 星野支所 江藤 繁徳
 矢部支所 堤 翔太

8. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 みなさまこんにちは。月日が経つのは早いものでして、今年も残すところあと3週間余りとなりました。本年最後の総会でございます。最後までどうぞよろしくお願いをいたします。本日は令和2年第13回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集下さいまして、誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

（議長着席）

議長 日程 第1・会議の成立
 只今の出席委員の数は農業委員 21名、
 農地利用最適化推進委員 15名 であります。
 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。
 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。
 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、13番 高山和典委員、14番 今村嗣範委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議がありませんので、そのように決定いたしました。
 日程 第3・議案の上程を行います。
 事務局より案件の朗読をお願いします。

事務局	<p>議案上程の前に、本日は八女市議会 1 2 月定例会が開催されております都合で局長が欠席いたしておりますことをお詫び申し上げます。それでは目次をお願いいたします。議案番号、案件順に朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">(案件朗読)</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告 2 件・議案 6 件を一括議題といたします。1 ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第 1 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告につきましては 1 4 件です。解約のあった土地 4 2 筆、うち田 2 6 筆、畑 1 6 筆、合計面積は 5 7, 7 0 5 m²です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。 5 ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 5 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の処理について、番号 1 番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、1 番についてご説明します。(議案書朗読) 譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということで所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議をよろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。
事務局	3番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議をよろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。
事務局	4番について説明します。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。
事務局	5番について説明します。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。
事務局	6番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲受人は筍を栽培される予定です。農業経験はありませんが、近隣農地所有者に指導を受けながら営農をされていくとのこと。出荷先は青果市場の予定です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。
事務局	7番について説明します。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 8 番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8 番について説明いたします。(議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 7 ページをお願いします。 続いて番号 9 番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9 番について説明します。(議案書朗読) 譲渡人と譲受人の所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 10 番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	10番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人と譲受人の所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。
事務局	11番について説明します。（議案書朗読）譲渡人と譲受人の所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番を事務局より説明をお願いします。
事務局	12番について説明します。（議案書朗読）譲渡人から譲受人への親族間の所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番を事務局より説明をお願いします。
事務局	13番について説明します。（議案書朗読）譲渡人から譲受人への親族間の所有権移転贈与の申請です。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。
事務局	14番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人から譲受人への所有権贈与の申請です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。
事務局	15番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人から譲受人への所有権贈与の申請です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 10ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第58号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。今回は、所有権移転の案件が2件ございます。</p> <p>1番についてご説明いたします。(議案書朗読)こちらを譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>2番についてご説明いたします。(議案書朗読)こちらを譲渡人から譲受人へ売買により所有権移転されるものです。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 11ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第20号 農地法施行規則第53条の規定による報告について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明いたします。申請地は黒木町大淵の冬野地区の農地になります。(議案書朗読)KDDI携帯電話無線基地局用地とするものです。耕作者の同意もあり、隣接農地はすべて貸人の所有地です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものですので、質疑にとどめ審議を終わります。12ページをお願いします。</p>

議 長	<p>議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>説明いたします。申請地は、黒木町本分にあります黒木西小学校から南に矢部川を渡り、約1kmほど鹿子生地区方向へ進んだ農地になります。農地の区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地は、申請人の父親が約2年前まで柿を栽培されておられましたが、父親がお亡くなりになられ、申請人がこの土地を相続されました。山間部の農地であり、申請人が今後柿の栽培が難しいことから、杉を植林したいということで申請をされています。隣接農地の同意もあります。</p> <p>11月25日に現地調査を実施した結果、申請地の南側および東側は山林に囲まれており、隣接農地の承諾もとってあります。排水は自然流下および地下浸透で問題ないと確認しています。以上よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>13ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明します。場所は、黒木町桑原地区にありますJA福岡八女のガソリンスタンド東側の市道を150mほど進んだ角整形外科の北側農地になります。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する「用途地域」が定められた農地であり、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が専用住宅用地として利用するための申請です。水利委員の承諾も、隣接する農地の同意</p>

事務局	<p>もとってあります。</p> <p>11月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽を設置され、南側の道路側溝へ排水される計画で、雨水も同様です。排水に関して特段問題ないと確認しております。以上、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2番について説明いたします。場所は、黒木地区の国道442号線バイパス沿いにありますファミリーマート交差点から北に180mほど進んだ場所にある農地になります。農地の区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を専用住宅用地として利用されるための申請です。水利委員の承諾もあり、隣接する農地は譲渡人の所有地です。</p> <p>11月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽を設置され、西側の道路側溝へ排水される計画で、雨水も同様です。排水に関して特段問題はないと確認しております。以上、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>14ページをお願いします。</p>

議 長	議案第61号 八女市空き家に付属した農地の指定について、番号1番を事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>1番について説明いたします。八女市空き家に付属した農地の指定についてご説明いたします。今回、空き家に付属した農地指定申請書が提出されましたので、農地法施行規則第17条第2項第1号の規定により、その指定についてご審議いただくものです。申請地の場所は、黒木町大淵の本田の交差点から黒木鹿北線を約1kmほど進んだ吹春地区に位置する農地です。（議案書朗読）申請に係る空き家は空き家バンクに登録されており、なおかつ空き家に付属している農地であることを確認いたしております。</p> <p>11月25日に現地調査を行いました結果、現在耕作するものはなく、今後は空き家と同時に農地の取得が見込まれないと、さらに遊休化のおそれがあると思われます。この後の流れといたしましては、総会で指定に関する決定がなされましたら、この農地は下限面積1aとなり、空き家を購入される方に限り、5年間の耕作を条件として、特例でこの農地の取得が認められます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番について説明いたします。（議案書朗読）場所につきましては、白木郵便局の西側の土地になります。申請に係る空き家が空き家バンクに登録されており、なおかつ空き家に付属している農地であることを事務局で確認いたしております。</p> <p>また、11月25日に担当委員と現地確認を行いました結果、現在耕作しているものはなく、今後空き家の購入者が同時にこの農地を購入しない場合、さらなる遊休化のおそれがあると思われます。今後の</p>

事務局	流れといたしましては整理番号1番と同様になります。以上です。
議長	事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 15ページをお願いします。
議長	議案第62号 農地法第32条の規定による利用意向調査の発出について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第62号をご説明いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中農地パトロールにご協力いただきまして誠にありがとうございます。その結果により、農地法第32条の規定に基づき、今年度新たに発生した13件、24筆、35,327㎡のA判定の農地の所有者等に対し、その農地の利用の意向について調査を行うため、今回利用意向調査の発出について提案するものです。総会後に郵送し、調査の回答期限は令和3年4月18日といたします。委員の皆様には通知後、お世話をおかけすることがあるかと思いますが、ご協力のほどよろしくをお願いします。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉会宣言 2時32分 ）</p> <p style="text-align: center;">令和2年12月8日</p> <p style="text-align: center;">議 長 城後 公一</p> <p style="text-align: center;">13番 高山 和典</p> <p style="text-align: center;">14番 今村 嗣範</p>
-----	---